

都市再開発の方針の変更について

1 主旨

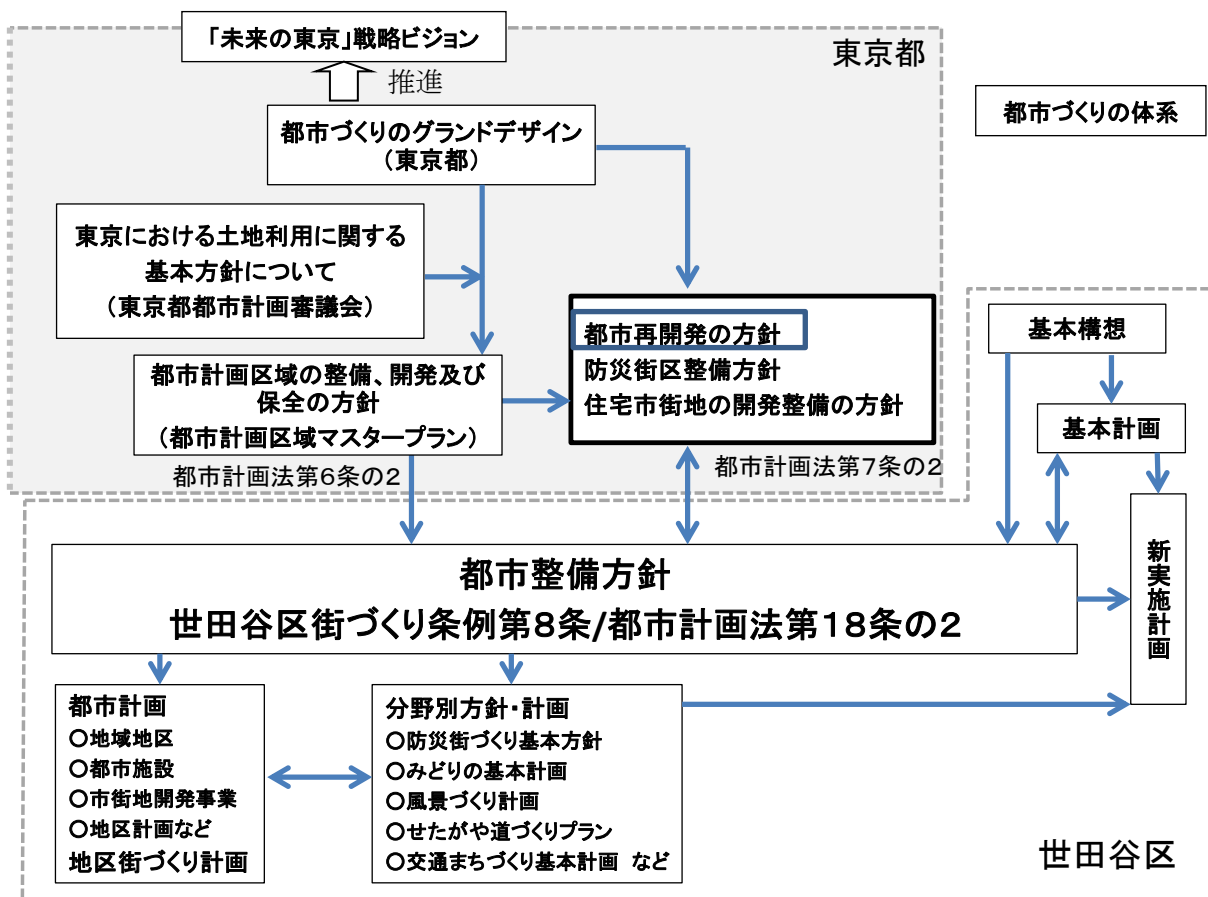
「都市再開発の方針」（以下「再開発方針」という。）は、都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号。）第 2 条の 3 第 1 項または第 2 項に基づくものであり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられている。

このたび、東京都が都市計画区域マスタープランの改定にあわせて、再開発方針の都市計画案を作成し、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する都市計画法第 1 8 条第 1 項に基づく意見照会があったので報告する。

2 位置づけ及び内容

再開発方針は都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づき都市計画として定める。都市計画区域マスタープランを補完する都市計画であり、市街化区域における市街地の再開発に関する各種施策を長期的かつ総合的な観点から体系づけた都市再開発のマスタープランとして位置づけるものである。

再開発方針には、都市計画に定める事項として、「1 基本方針」、「2 都市再開発の施策の方向」、「3 1 号市街地」、「4 再開発促進地区」、「5 誘導地区」を定める他、基本的事項として、策定の目的や効果、位置づけの他、策定の考え方を記載している。



3 これまでの経緯

- 令和元年12月 東京都より法第15条の2に基づく依頼
令和2年 2月 都市整備常任委員会（原案資料作成の報告）
世田谷区都市計画審議会（報告）
東京都に法第15条の2に基づく回答
7月 東京都による原案の縦覧
8月 東京都による法第16条に基づく公聴会
11月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に
基づく、東京都から世田谷区への意見照会

4 再開発方針（案）について

（1）概要

別紙1参照

（世田谷区に関する部分）

- ・2号地区の変更 廃止6地区、新規7地区 計35地区（現行34地区）
- ・誘導地区の変更 廃止9地区、新規1地区 計22地区（既決定30地区）

（2）本編

別紙2参照

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年12月 東京都による法第17条に基づく案の公告・縦覧
世田谷区都市計画審議会（諮問）
令和3年 1月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に
基づく、東京都からの意見照会への回答
2月 東京都都市計画審議会付議
3月 東京都が都市計画決定・告示